

喀痰吸引等研修修了者の皆様へ

喀痰吸引等研修を修了された方が実際に利用者様へ喀痰吸引等（特定行為）を実施するためには、以下の要件が必要となりますので、その手続きを行ってください。

この手続きを行わないまま喀痰吸引等（特定行為）を実施することはできませんのでご注意ください。

研修修了者が喀痰吸引等（特定行為）を実施するために必要な要件

要件1 研修修了者が、福岡県知事から「認定特定行為業務従事者認定証」
の交付を受けること。

要件2 事業者（従事者が所属する事業所）が、福岡県知事から「特定行為事業者」の登録を受けること。

※ 既に登録を受けている場合であっても、追加登録申請又は変更登録届が必要となる場合があります。

◎具体的な申請方法

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kakutankyuuinseido.html>

福岡県庁トップページ> 健康・福祉> 高齢者福祉

> 2014年7月1日介護職員等による喀痰吸引等（特定行為）の実施について

◎必要な書類

○認定特定行為業務従事者認定証交付申請

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ninteisyou-youshiki.html>

福岡県庁トップページ> 健康・福祉> 高齢者福祉

> 2012年3月19日認定特定行為業務従事者認定証交付申請等

○登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請等

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kakutankyuuin-youshiki.html>

福岡県庁トップページ> 保健・医療・介護・福祉> 介護・福祉 高齢者福祉

> 2013年11月15日喀痰吸引等事業者（特定行為事業者）の登録申請等

【お問い合わせ先】：

福岡県保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課 介護人材係 : TEL 092-643-3327

福岡県福祉労働部 障害者福祉課 指定指導係 : TEL 092-643-3312